

IMSBC コードに記載されていない貨物の性質及び運送条件

1 ばら積み貨物運送品目名 : Tentative Bulk Cargo Shipping Name

鉄鋼スラッジ（液状化するおそれのあるもの）

2 貨物の説明 : DESCRIPTION

- ・鉄鋼製品の圧延工程で使用する工程水の濾過沈殿物、および表面処理工程で使用する薬液などの排水の中和処理や排水浄化処理に伴い発生する沈殿物を、沈降工程などを経て、回収したもの。
- ・沈殿物の性状、設備能力などにより水分管理ができず、液状化の恐れのある貨物である。
- ・生成工程から鉄分を多く含む無機物であり、鉄等の水酸化物を主体とする。
- ・主に製鉄原料、セメント原料などに使用されるほかに、産業廃棄物として埋立処分される。

色は黒、茶褐色、茶色、灰色、白色又は銀白色。

真比重は 2.4－3.9

粒度は 50mm 以下であり、主に湿潤の粉体である。

3 貨物の性状 : CHARACTERISTICS

3.1 種別 : GROUP

A

3.2 見かけ密度(kg/m³) : BULK DENSITY

700～1,310 kg/m³

3.3 載貨係数(m³/t) : STOWAGE FACTOR

0.76～1.43 m³/t

3.4 粒径 : SIZE

粉 50mm 以下

3.5 等級（種別 B の場合に限る） : CLASS

国連番号（危険物の場合に限る） : UN No.

不適用

3.6 静止角（非粘着性物質の場合に限る） : ANGLE OF REPOSE

不適用

4 危険性：HAZARD

運送許容水分値を超える水分値で積載した場合、液状化するおそれがある。
この貨物は不燃性又は火災危険が低い貨物である。

5 運送条件

5.1 積付及び隔離要件：STOWAGE & SEGREGATION

特段の要件はない

5.2 船倉の清浄さに係る要件：HOLD CLEANLINESS

特段の要件はない。

5.3 天候に係る要件：WEATHER PRECAUTIONS

- ・航海中は貨物の水分値を運送許容水分値より低く保つこと。
- ・この貨物は、雨中で荷役してはならない。ただし、貨物の実水分値が運送許容水分値よりも十分低く、雨中荷役を実施しても、その雨によって実水分値が運送許容水分値を超えることがないことについて荷送人により証明された場合は、その雨の中で荷役を実施しても良い。
- ・船倉内の貨物の全量をその港で荷揚げする場合は、その船倉の貨物は雨中で揚げ荷することが出来る。
- ・この貨物の荷役中は、この貨物を積載している又は積載する予定であって荷役を行っていない全ての船倉のハッチカバーを閉鎖すること。

5.4 積荷役時の要件：LOADING

コード本文第4章及び第5章の関連する規定に従って荷繰りすること。

※「コード本文第4章及び第5章」の記載については、平成23年1月1日から施行される国内規則の該当する条項を記載予定。

5.5 各種の要件：PRECAUTIONS

この貨物の粉じんにさらされるおそれのある者は、保護眼鏡若しくは他の同等な粉じんからの眼の保護及び防塵マスクを必要に応じて着用すること

5.6 通風要件：VENTILATION

特段の要件はない。

5.7 運送時の要件：CARRIAGE

- ・航海中は貨物の表面の外観を定期的に点検すること。また、定期的にビルジを吸引すること。
- ・貨物の上の自由水または貨物の流動状態が観察された場合、船長は貨物の移動を防止し、転覆の危険を避けるための適切な措置をとること。また、安全な避難場所への緊急入港要請について検討すること。

5.8 揚荷役時の要件：DISCHARGE

特段の要件はない。

5.9 清掃に係る要件：CLEAN-UP

特段の要件はない。